



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○松くい虫のまん延防止のための措置命令（一九一・水と緑の森づくり課）……………1

告 示

秋田県告示第九十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 区域及び期間

(一) 区域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村

(二) 期間 平成二十一年五月十日から平成二十二年五月九日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一(一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄